

2025 年度後期入試問題（行政法）解説

【出題意図】

本問は、情報公開条例における第三者の手續保障と非開示事由の1つ（いわゆる任意提供情報）に関する規定を素材として、行政法の基本的な解釈能力を主に問うものである。いずれの設問も、適用すべき条文の文理を重視しつつ、関係法令の基本的な仕組みにも着目することにより、まずは当該条文を丁寧に解釈することを求めている。

【採点のポイント】

問（1）は、情報公開条例における開示請求者以外の第三者の手續保障に関する規定の解釈を主に問う問題である。すなわち、行政庁側の主張として、当該規定の文理に即してその趣旨を明らかにしつつ、情報公開条例全体の趣旨および当該条例の基本的仕組みなどを考慮に入れることにより、当該規定に係る行政庁の判断に裁量が認められるべきとの結論を導くことを求める問題である。

まず、関係条文の分析を通じて、適用すべき条文が本件条例 13 条 1 項であることを示す必要がある。本件文書に本件条例 7 条 2 号ただし書および同条 3 号ただし書に規定する情報は記録されていないとの Y 市長の判断に加えて、株式会社である X にとって個人に関する情報に係る同条 1 号ただし書イが無関係であること、したがって、本件条例 13 条 2 項は本件決定に際して適用されないことに気付けるかがポイントである。

次に、本件条例 13 条の趣旨について、開示請求者以外の法人等を含む第三者の情報が対象文書に含まれている場合に、当該第三者の手續保障を図り、争訟機会も確保することにその趣旨が認められることを、本件条例 13 条 1 項ないし同条 3 項の規定内容から明らかにすることが求められる。その上で、①適用すべき本件条例 13 条 1 項がいわゆる「できる」規定であるのに対して、同条 2 項本文が義務規定として定められているという、両者における文言の違い、②何人にも開示請求権を保障する本件条例全体の目的（1 条）および本件条例 5 条の規定内容、何より、③本件条例の基本的仕組みを定める 7 条柱書が対象文書の原則開示義務を実施機関に対して課していることに照らせば、本件条例 13 条 1 項に基づく意見書提出の機会付与は実施機関の判断に委ねられていると解することができ、意見書提出の機会を X に与えることなく行われた本件決定に手続的違法は直ちに認められないとの主張を導くことが求められる。

問（2）は、情報公開条例における非開示事由の該当性判断に関連して、関係規定の内容をその趣旨に照らして読み取れるかを問う問題である。

まず、本件条例 7 条 3 号本文該当性を全面的に否定するべく、実施機関の要請について Y 市の立場に立って解釈すること、すなわち、上述した本件条例 1 条および 5 条の趣旨ならびに本件条例 7 条の構造に照らせば、当該要請を充足するためには積極的な提供要請といった行為の存在が求められると解釈することが求められる。その上で、Y 市側から X に対して本件文書の作成を積極的に依頼した事実が認められないことなどから、そのような積極的行為の不存在を主張することが考えられる。

さらに、X の主張に対する反論を補強するべく、本件文書の全体に公にしないとの条件を付す

ることは合理的でない」と主張することが求められる。すなわち、本件文書は未解決である本件事故に関する情報を含むため、本件文書の秘匿について一定の合理性が認められるものの、本件事故の概要は公表済みであるため、本件文書に非開示とする必要のない情報が含まれている可能性が高く、かつ、Y市の公共事業によって生じた本件事故に関する情報を公表することについて一定の公益性が認められる。これらのことから、本件文書の全体を公にしないことは客観的に見て合理的でない」と反論することが求められている。

【講評】

問われている論点自体は明確であり、行政法の基本的な解釈能力が身につけている者にとっては容易に解答できる事項が多かったようである。そのため、従来の入試と同様に、成績の良い者とそうでない者との間に開きがあった。

また、法律による行政の原理を基本原理とする行政法では特に、問題を解くための規範を極力関係法令の規定内容に求めるべきである。そのためには、関係法令の規定内容をまずは文言通り素直に理解しようとする努力が不可欠である。それにもかかわらず、当該内容を部分的に切り取って理解しているかのような解答が散見された。本件条例 13 条が法人等の利益にも配慮していることはその文言上明らかであるところ、同条を個人のプライバシーを保護するものと断定する解答は、まさにその典型である。

さらに、事例問題を解くに当たっては、当該事案の具体的事実を丁寧に読み取らなければならない。この観点からすれば、本件文書を部分的にであれ開示する旨の本件決定がY市長によってなされている以上、本件文書が開示請求の対象となる「行政文書」(本件条例 2 条 2 項)ではないとY市の立場から主張することには無理がある。もう少し落ち着いて問題文を読んで欲しい。

何より、問題の指示ないし条件に従って解答することは、基本中の基本である。確かに、本件条例 13 条 1 項のような規定に任意性を認めるべきかについて一定の異論が学説上存在することは事実である。しかし、Y市からの反論を求めている問題への解答として、詳細に理由を付することなくY市は反論できないと断定することは果たして適切だろうか。今後の学習においてよく考えて欲しい。